

今月のテーマ

プチ整形の医療ミス(美医賠償ニュース第4号)の続報

- ・美医賠償ニュース第4号でご紹介しました「プチ整形」(鼻を高くするため、鼻の付け根の骨膜付近にフィラーを注射した施術)の医療トラブルについて、和解が成立しました。
- ・解決内容の概要をご報告します。美医賠償ニュース第4号とあわせてお読みください。

「プチ整形で施術ミス」 美容外科クリニック、800万円支払いで和解 (大阪地裁)

鼻筋を高くする「プチ整形」の施術をめぐり、誤って眼の血管にヒアルロン酸(※)を注入され視野障害を負ったとして、大阪市の20代女性が美容外科クリニック(大阪市)を運営する医療法人(東京)に対し、約1185万円の損害賠償を求めた訴訟が、大阪地裁で和解したことが3日わかった。

医療法人側が女性に解決金800万円を支払う内容で和解した。

訴状によると、女性は平成26年(2014年)11月、美容外科クリニックで鼻筋を高くする施術を約1万6690円で受けた。しかし、鼻筋に注入されるはずのヒアルロン酸を、担当医師が誤って左目の血管に注入した。

女性はこのミスにより鼻の皮膚の一部が壊死したほか、左目の視野の一部がかけるなど障害を負ったとし、「車の運転を含む日常生活に支障をきたした」と訴えていた。

医療法人側は取材に対し「和解したことは事実だがコメントは控える」としている。

2017年6月21日付 産経ニュースより抜粋

(※) 女性に使われた注入剤は、歯の主成分と同じハイドロキシアパタイトの微細な粒を含んだジェル状の注入剤と思われる。詳しくは、美医賠償ニュース第4号を参照してください。



【コメント】

- ・事故当初危惧された“片目失明”の後遺障害は、幸いに回避された模様です。
- ・後遺障害の等級は明確ではありませんが、死亡と重度後遺障害(1級から3級程度)を担保する一部の共済では、本件ケースは補償の対象外であることは間違いありません。
- ・当社の美容医療賠償責任保険は2017年2月に商品改定を行い、従来の1事故100万円、300万円のほか800万円コースを新設しました。万が一の医療ミスの場合に補償される範囲が拡大したことで、美容医療に携わる医師、歯科医師の皆様の安心感が増すことにつながることを考えます。
- ・なお、弁護士費用は従来どおり100万円まで当社の弁護士費用保険で別途補償されます。